

大分県 男性の育児休業 取得促進助成金

大分県では男性の育児休業取得に対する
助成金をご用意し、
パパの育休取得を後押しする中小企業等事業者*
を応援します！

*中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人または個人事業主

助成額

取得者1人目 **5万円**、2人目以降 **3万円**
（1か月（30日）以上取得した場合は、3万円加算）
上限 **20万円**

※同一事業所内で複数名取得者が発生しても、上限額まで助成金を支給します。

主な支給条件

- 子が1歳に達するまでの間に**連続5日以上**（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、職場復帰させていること
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**に認証されていること
- おおいたイクボス宣言**を行っていること
- 育児休業を取得した男性労働者に、**育休体験記**を作成させ、社内で啓発し、実施内容を県に報告すること
- 男性の育児休業取得促進に向けた取組**を、令和6年4月1日以降新たに1つ以上実施していること

対象となる休業

- 育児・介護休業法に規定する**育児休業・産後パパ育休**
- 企業が就業規則等により**独自に設けている**育児のための**休業・休暇制度**
- ▶目的が限定されていない**年次有給休暇**や**育児目的以外の特別休暇・休業**（忌引・介護・病気・子の看護休暇など）は、**対象外**

申請の流れ

STEP
1

支給条件の整備

- 特に、**おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**及び**おおいたイクボス宣言**は、県への手続きが必要です。あらかじめ申請手続をお願いします。



詳しくは、県HP



STEP
2

育休取得 (職場復帰)

- 助成対象の休業を取得し、**職場復帰後に申請可能**です。
- 休業期間中に申請書類を準備しておくことスムーズに申請いただけます。

STEP
3

県へ申請

- 県HPから申請様式をダウンロード。必要書類を揃え、申請してください。
- オンライン、郵送又は持参で申請可能です。

申請書類

- 申請書兼請求書（第1号様式又は第2号様式）
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証書の写し
- おおいたイクボス宣言書の写し
- 男性従業員が連続して5日以上育児休業を取得し、復帰したことが確認できる書類（育児休業申出書、育児休業取扱通知書、出勤簿、タイムカードの写しなど育児休業を開始・終了した日を証明できる書類）
- 育休体験記（別紙第1）
- 社内環境整備に取り組んだ内容を確認できる書類
- 誓約書（別紙第2）
- 常時雇用する従業員の人数が確認できる書類
- 育児休業にかかる就業規則の写し

対象期間

- 令和6年4月1日以降に育児休業を取得し、令和7年3月31日までに職場復帰したもの

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

申請期限

次のうちいずれか早い時期までに申請してください。

- 直近の職場復帰日から2か月以内
- 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日
▶令和7年3月31日

※2～3月に職場復帰をするケースでは、通常より申請期間が短くなりますのでご注意ください。

※上記の申請期限は必着です。

期限間際の申請の場合は、あらかじめご連絡ください。

申請・ 問合せ先

大分県商工観光労働部雇用労働室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL:097-506-3327
▶大分県ホームページ
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/danseiikukyu-joseikin.html>

男性の育休助成金 大分県

